

「戦争立法」の閣議決定に抗議し、撤回を求める（談話）

2015年5月15日
安保破棄中央実行委員会
事務局長 東森英男

安倍内閣は14日、「平和安全法制」なる「戦争立法」関連法案を閣議決定しました。

これは、憲法9条を根底から蹂躪して、日本を「戦争する国」に転換しようとするものであり、断じて容認することはできません。私たちは、安倍・自公政権による歴史的暴挙に強く抗議し、閣議決定の撤回を強く求めるものです。

閣議決定された法案は、既存の海外派兵法制、有事法制関連法の計10本を一括して改定する「平和安全法制整備法」と、米軍などの戦闘支援のために自衛隊をいつでもどこへでも派兵する新法「国際平和支援法」（派兵恒久法）の2本です。憲法にかかわる重大な内容の法案を「一括」にして短時間の審議で強行をはかろうとしていることもきわめて重大です。

今回の法改定で狙われている中心点は、①自衛隊が、従来「戦闘地域」とされてきたところまで入って米軍などへの戦争支援をおこなうこと、②イラク・アフガン戦争のように「特別措置法」をつくらなくても、いつでもどこへでも米軍などの戦争支援ができるようにすること、③日本への攻撃がなくても、日本と密接な関係にある他国への武力攻撃に対して政府の独断で武力参戦できるようにすること（集団的自衛権行使）です。

この改定が強行されることになれば、アメリカの先制攻撃ではじまった戦争も含めて、他国の戦争に対する支援が、時の政府の判断で歯止めなくおこなわれ、自衛隊員が「殺し、殺される」事態になることは必定です。また、PKO（国連平和維持活動）法の改定で、PKOと無関係な危険な活動に自衛隊員が参加し、武器使用も拡大されることも重大です。

今回の「戦争立法」は、これまで曲がりなりにも海外での武力行使を禁止してきた憲法解釈の変更で「国のかたち」を変えようとするものであり、根本的転換です。

このような重大な転換は、憲法はもとより、「日本の施政下」への外国の攻撃について日米の共同防衛を定めた日米安保条約の大幅な変質をもたらすものです。そしてこれは、安倍政権がすすめている辺野古新基地建設強行やオスプレイの全国配備など、日米軍事一体化と深くつながっています。

しかし、安倍政権による自衛隊海外派兵の拡大や集団的自衛権行使に対しては、どの世論調査でも反対が多数を占めています。

私たちは、憲法を守る国民の力に依拠して、歴史的暴挙を打ち破るたたかいを大きく広げることを呼びかけます。

以上